

(別紙)

## 青森県住民基本台帳法施行細則の一部改正(案)の概要

### 1 改正理由

令和7年9月青森県議会第323回定例会に提案する青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案において、本人確認情報を利用することができる事務を一部削除(住民基本台帳法の改正を受け、法令と重複する事務を削除)することに伴い、規則で定めることとしている具体の事務についても併せて整理するため、青森県住民基本台帳法施行細則を改正するもの。

### 2 改正内容

- (1) 第2条中第3項から第5項までを削り、第6項を第3項とし、第7項を第4項とする。
- (2) 第3条第4項中「奨学のための給付金の給付並びに学び直し支援金及び」を削り、「「国公立高等学校等修学支援事業」を「「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、「並びに公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に係る奨学のための給付金の給付及び修学支援金の支給に関する事業(以下「公立高等学校等専攻科修学支援事業」という。)」を削り、同項第1号から第7号までを削り、同項第8号中「国公立高等学校等修学支援事業」を「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、同号を同項第1号とし、同項第9号中「国公立高等学校等修学支援事業」を「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、同号を同項第2号とし、同項第10号中「国公立高等学校等修学支援事業」を「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、同号を同項第3号とし、同項第11号中「国公立高等学校等修学支援事業」を「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、同号を同項第4号とし、同項第12号中「国公立高等学校等修学支援事業」を「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、同号を同項第5号とし、同項第13号中「国公立高等学校等修学支援事業」を「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、同号を同項第6号とし、同項第14号から第20号までを削る。

### 3 施行日等

公布の日